一　平成二十五年度におけるこの省令による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十五年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十五年普通交付税省令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における平成二十五年普通交付税省令附則第十九条の十五第九項、附則第十九条の十五の二第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた平成二十五年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十四年度における平成二十四年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十四年普通交付税省令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における平成二十四年普通交付税省令附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十三年度における平成二十三年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十三年普通交付税省令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における平成二十三年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十三年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

四　平成二十二年度における平成二十二年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十六第十三項の規定の適用がないものとした場合における平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十二年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

五　平成二十一年度における平成二十一年普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十六第六項の規定の適用がないものとした場合における平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十一年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

6　二兆千八百五十億五千九十五万二千円と各市町村について第三項から前項までの規定により算定した額（合併市町村（第四十八条第一項の規定の適用を受ける市町村をいう。以下この条において同じ。）にあつては当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとに第三項から前項までの規定によつて算定した額を合算した額（合併市町村のうち当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとの財源不足額の合算額を超えるものにあつては当該合併市町村について第三項の規定によつて算定した額）を、合併市町村以外の市町村にあつては当該市町村について同項の規定によつて算定した額をいう。以下この項において同じ。）の合算額との間に差額があるときは、その差額を第三項から前項までの規定により算定した額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

7　平成二十六年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする。」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第六項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号A中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第8項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とし、同項の算式の符号B中「前条までの」とあるのは、「法附則第6条の3の適用がないものとした場合における前条までの」とする。

8　平成二十六年度における附則第十九条の十四第十一項及び第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは、「合算額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第六項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額」とする。

9　法附則第六条の三第三項に規定する都に係る控除前財源不足額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一　都の全区域を道府県とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「都控除前財源不足額」という。）が零を下回り、かつ、特別区の存する区域を市町村とみなして算定した法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この条において「特別区控除前財源不足額」という。）が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

二　都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　特別区控除前財源不足額

三　都控除前財源不足額が零以上であり、かつ、特別区控除前財源不足額が零を下回る場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

四　都控除前財源不足額が零を下回り、かつ、特別区控除前財源不足額が零以上の場合

イ　都の全区域を道府県とみなして算定する場合の控除前財源不足額　零

ロ　特別区の存する区域を市町村とみなして算定する場合の控除前財源不足額　都控除前財源不足額及び特別区控除前財源不足額の合算額（当該合算額が零を下回る場合には、零とする。）

附則第二十条第一項中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項中「平成19年度分」を「平成24年度分」に改め、同条第三項中「0.4」を「0.2」に、「2.27」を「1.89」に、「当該市町村の平成22年入口」を「当該市町村の平成17年入口」に改める。

附則第二十一条第一項各号列記以外の部分中「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同項第一号の表第五項中「双葉郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町」を「双葉郡双葉町」に改め、同表第六項から第十一項までを削り、同表第十二項中「双葉郡双葉町及び同郡浪江町」を「双葉郡浪江町」に改め、同表第十二項を同表第六項とし、同項第三号を削り、同項第四号中「符号A」を「符号B」に、「その年の」を「前年の」に、「符号B」を「符号C」に、「前年の」を「2年前の」に、「符号C」を「符号D」に、「2年前の」を「3年前の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「双葉郡双葉町及び同郡浪江町」を「双葉郡浪江町」に改め、「（双葉郡双葉町については、第1号の表測定単位の数値の算定方法の欄に規定する数とする。）」を削り、「双葉郡双葉町及び同郡浪江町」を「双葉郡浪江町」に改め、同号を同項第四号とする。

附則第二十二条見出し中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、「平成二十五年地方税法改正法」の下に「、平成二十六年地方税法等改正法」を加え、「及び平成二十五年所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律」を加え、「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「平成二十五年度」に改め、「平成二十六年地方税法改正法」の下に「、平成二十六年地方税法等改正法」を加え、「及び所得税法等の一部を改正する法律」を「、所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「平成二十五年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律」を加え、同条第二項及び第三項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、「平成二十五年地方税法改正法」の下に「、平成二十六年地方税法等改正法」を加え、「及び平成二十五年所得税法等改正法」を「、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法」に改め、同条第五項、第六項及び第七項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。